

# 消防の動き



2022  
9  
No.617

●「大規模災害時の救助・捜索活動における関係機関連携要領」の策定  
～救助・捜索活動における関係機関連携の重要性～



消防庁  
Fire and Disaster Management Agency



## 「大規模災害時の救助・搜索活動における関係機関連携要領」の策定 ～救助・搜索活動における関係機関連携の重要性～

4

令和4年9月号 No.617

**巻頭言** 成長を続ける都市を災害に強い都市へと実現するために（さいたま市消防局長 松本 穂高）

### Report

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 熱中症による救急搬送の状況及び予防啓発の取組について         | 8  |
| 令和3年1月から令和3年12月までに発生した製品火災に関する調査結果 | 11 |

### Topics

|  |    |
|--|----|
| 令和4年安全功労者内閣総理大臣表彰式                             |    |
| 令和4年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰式                        | 13 |
| 令和4年度における消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定の状況 | 15 |
| 「令和4年度石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の実施紹介        | 17 |

### 消防通信～望楼

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 越谷市消防局（埼玉県）／松戸市消防局（千葉県）       |    |
| 海老名市消防本部（神奈川県）／泉州南広域消防本部（大阪府） | 19 |

### 消防大学校だより

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 幹部科における教育訓練～コロナ禍における教育訓練について～ | 20 |
| 教育訓練の実施状況（令和4年4月～7月実施分）       | 21 |

### 報道発表

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 最近の報道発表（令和4年7月21日～令和4年8月20日） | 22 |
|------------------------------|----|

### 通知等

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 最近の通知（令和4年7月21日～令和4年8月20日） | 23 |
| 広報テーマ（9月・10月）              | 23 |

### お知らせ

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 9月9日は救急の日                           | 24 |
| 老人の日・敬老の日に「火の用心」の贈り物「住宅防火・防災キャンペーン」 | 25 |
| 火山災害に対する備え                          | 26 |



■ 表紙  
本号掲載記事より

# 成長を続ける都市を災害に強い都市へと実現するために



さいたま市消防局長 松本 穂高

さいたま市は、平成13年5月1日に旧浦和・大宮・与野の3市合併により誕生し、平成15年4月1日に政令指定都市へ移行しました。その後、旧岩槻市との合併を経て、令和3年には、さいたま市誕生20周年という節目を迎え、さらに令和5年には、政令指定都市移行20周年となります。

現在は、10行政区に133万人（令和4年4月1日現在）を超える人口を擁し、今なお発展・成長を続けています。

また、東北・上越など新幹線6路線を始め、JR各線や私鉄線が結節する東日本の交流拠点都市であるほか、約64,000人を集客する国内最大のサッカー専用スタジアム「埼玉スタジアム2002」、コンサートやバスケットボール等の様々なイベントで利用される「さいたまスーパーアリーナ」等の大規模集客施設を有しております。

このような高度で多様な都市機能を集積するとともに、都市近郊にありながら見沼田んぼをはじめ、規模の大きな緑地や水辺が多く残っており、都市と自然が共存した街並みは当市の魅力であり、市民意識調査の結果では、8割以上の方が、「住みやすい」「住み続けたい」と感じています。

さらに、当市では世界最高峰の自転車競技大会「ツール・ド・フランス」の名を冠した「さいたまクリテリウム」など、国際的スポーツイベントを開催しています。

消防局としては、こうした国際的イベントの開催期間中に万全な消防体制を確立し、市民及び来訪者の安全・安心を確保するため、多言語対応やテロ災害等への対応強化を行っているほか、複雑多様化する災害や、近い将来、発生が危惧されている首都直下地震及び南海トラフ地震から市民の生命と財産を守るべく、日々消防体制の充実強化を図っているところです。

さて、当局は、「さいたま市消防力整備計画」に基づき、令和3年12月に中央消防署を新築移転しました。中央消防署には、当局として初めての屋内訓練棟を設けたほか、北消防署から特殊災害対応部隊を配置したことにより、都市活動や市民生活の拠点となる地域への消防力の強化が図られました。

さらに、増大する救急需要への対応としては、市民が家庭で緊急度を判断する際の一助となる冊子「119救急ガイド」を全戸配布及びHPへ掲載するとともに、WEBサイト「さいたま市救急受診ガイド」を運用しているほか、市民の応急手当に関する知識・技術の習得を促進するための取組として、「応急手当普及員」の養成強化を図っています。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症への対応等、多様化する救急ニーズに的確に対応し、市民の方に質の高い救急サービスを提供するため、救急隊員の教育拠点となる救急ワークステーションをさいたま市立病院敷地内に整備し、救急救命体制の更なる充実強化を図っています。

そして、当市防災センターでは、VR災害疑似体験装置をはじめとした各種災害体験施設を用意するとともに、企画展を開催するなどして市民の防火・防災意識の高揚を図っています。

今後も、複雑多様化する各種災害や大規模災害から133万人市民の生命と財産を守るため、災害に強い都市の実現に向けて、様々な取組を進めてまいります。



## 「大規模災害時の救助・捜索活動における関係機関連携要領」の策定 ～救助・捜索活動における関係機関連携の重要性～

国民保護・防災部 参事官

### 1 はじめに

近年、大雨等による大規模な豪雨災害、土砂災害が毎年のように発生しています。令和に入ってから、1都12県に大雨特別警報が発表されるなど広域に大きな被害をもたらした令和元年東日本台風（台風19号）や、停滞した梅雨前線により九州地方を中心に記録的な大雨となり、死者84人、1.6万棟を超える住家被害が発生した令和2年7月豪雨、そして、昨年は、静岡県熱海市における土石流災害により住宅地に大きな被害が発生した令和3年7月1日からの大雨など、多くの人命と財産に被害を与える災害が続いています。

こうしたいずれの災害でも、消防とともに、警察、海上保安庁、自衛隊が連携して、救助・捜索活動を行い、内閣府（防災担当）や国土交通省などの機関から安全管理や情報共有等の支援を受けるなど、関係機関が協力して救助・捜索活動を遂行しています。今後、自然災害が激甚化、頻発化するなかで、このような機会は更に増えていくことが予想されます。

昨年の熱海市土石流災害の救助・捜索活動では、多量の土砂が堆積するなど困難な状況のなかで、これに対応した様々な資機材の活用、県内及び緊急消防援助隊の消防機関と自衛隊等の関係機関との効果的な連携など、今後の災害対応にも参考となる取組みが見られました。



熱海市土石流災害での自衛隊との連携活動（東京消防庁提供）

そこで、消防庁参事官室では、主に令和3年7月1日からの大雨により発生した熱海市における大規模土石流災害の対応を中心に、近年の大規模災害対応の経験等を消防関係者から聴取及び記録を収集するとともに、実動省庁である警察庁、海上保安庁及び防衛省のほか、内閣府（防災担当）、国土交通省、法務省の協力を得て、『関係機関連携実務者検討会』を開催しました。この検討会において、関係機関との活動調整における必要な取組事項等を検討し、また、各機関の組織、保有資機材、災害時の活動内容等の情報を共有し、「大規模災害時の救助・捜索活動における関係機関連携要領」（以下、「関係機関連携要領」）を策定しました。

今回は、令和4年6月3日に都道府県消防防災主管課、消防本部等に発出した関係機関連携要領について紹介します。

### 2 大規模災害時における関係機関との活動調整とその必要性

熱海市土石流災害をはじめとする大規模な災害時の救助・捜索活動では、被災市町村災害対策本部の下で、活動調整会議が開催され、警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて現地に合同調整所を設置し、関係機関が情報を共有しあいながら、活動方針をまとめ、現地対応に臨むことが一般的です。災害対策の責任者である災害対策本部長（市町村長）を補佐し、災害対策本部の一員として救助・捜索活動を指揮する『被災地消防本部の消防長及びその指揮を支援する職員（緊急消防援助隊指揮支援隊、消防庁リエゾンを含む。）』は、それらをリードする立場となります。

そのため被災地消防本部消防長は、救助・捜索活動における関係機関との連携を効率的に図らなくてはなりません。そのためには、

①各機関で情報共有し、活動方針を調整する場である「活動調整会議／現地合同調整所」を効果的に運営すること。



- ②各機関の救助・捜索能力に関する情報（例：組織、役割、活動エリア、保有資機材・車両など）をあらかじめ知っておくこと。
- ③平素からの顔の見える関係を構築することが重要です。



熱海市土石流災害での活動調整会議の様子

そこで、消防庁参事官室では、上記①、②、③を『見える化』するために、関係機関連携実務者検討会を開催し、関係機関との活動調整における必要な取組事項を整理、明確化することとなりました。これは、令和3年度に開催した多様化する救助事象に対応する救助体制のあり方に関する高度化検討会（関係機関連携）（※1）の検討委員より提言された内容でもあります。

※1 多様化する救助事象に対応する救助体制のあり方に関する高度化検討会（関係機関連携）

[https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/post-102.html](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-102.html)

### 3 関係機関連携実務者検討会

関係機関連携要領をまとめるにあたっては、消防庁参事官室が事務局となり、関係機関連携実務者検討会を立ち上げ、消防庁においては、災害現場での緊急消防援助隊と他機関との調整を含めた運用を所管する広域応援室、大規模・特殊災害時に安全管理等を支援する消防研究センターと緊密に連携するとともに、消防と同じく救助・捜索活動を担う警察庁、海上保安庁及び防衛省のみならず、その活動を調整・支援するノウハウを有する内閣府（防災担当）、国土交通省及び法務省に参画していただき、活動調整に必要な取組事項について活発な意見交換が行われました。

検討会では、実動機関における活動調整内容を明確化

するとともに、内閣府防災ISUT（※2）の内容についても共有し、実災害時に災害情報を含んだ地図等を作成し共有することの重要性についても検討、議論が行われました。



関係機関連携実務者検討会の様子

※2 ISUTとは、Information SupportTeam（災害時情報集約支援チーム）の略称で、大規模災害時に被災情報等のあらゆる災害被害情報を集約・地図化・提供して、自治体等の災害対応を支援する現地派遣チーム。現地（主に被災都道府県の災害対策本部等）で、国・自治体・民間の関係機関から気象や地震等の状況、インフラ・ライフラインの被災状況、避難所、物資拠点の開設状況等の災害被害情報を収集し、災害対応者のニーズに応じて必要な情報を重ね合わせた電子地図を作成し、Webサイト等で情報を提供する。

#### ISUTについて ～具体的な活動内容～

内閣府

##### 情報の「収集・集約」「地図化」「共有」実行

- ・各機関がそれぞれ保有する情報を収集/集約する
- ・収集/集約した情報を電子地図化する
- ・電子地図を専用Webサイト「ISUTサイト」にて共有する



##### 「ISUTサイト」で電子化した地図情報を共有

- ・災害対応で、散在・錯綜しがちな情報を電子地図に集約
- ・災害対応に関わる全人員へ、本部と同じ情報を瞬時に共有
- ・電子地図の形で議論の基盤に用い意思決定を支援



▶ 地図情報は、専用Webサイト「ISUTサイト」やその出力紙を通じ共有。災害対策本部等で活用できる情報を、災害対応機関<sup>※</sup>であれば、誰でもどこでも参照可能。

※指定行政機関・地方公共団体・実対策基本法に基づく指定公共機関



## 4 関係機関連携要領の概要とその活用について

ここでは、関係機関連携要領の概要とその活用について説明します。

「関係機関連携要領」は、主に次のA～Cで構成されています。

A：「活動調整会議」におけるTo Doリスト

活動調整会議において関係機関との連携調整等に必要項目を「To Doリスト」として一覧表にまとめたものです。別紙に実動部隊の責任者、安全管理方針の策定、関係機関の窓口などを確認する様式を整え、加えて「To Doリスト」の項目の解説や災害時の関係機関との活動調整事例等で構成されています。

<活用場面>

実際の災害対応の活動調整会議や現場、訓練で関係機関と連携調整するにあたって活用することを想定しています。(To Doリストの「解説」は平時から学ぶことによりTo Doリストの活用方法を理解するためのもの)



令和元年東日本台風時における関係機関との連携(新潟市消防局提供)

B：関係機関資料

消防と同様に救助・捜索活動の担い手である警察、海上保安庁、自衛隊のほか、救助・捜索活動等を補完する機関である法務省に関する組織、体制、保有資機材などを紹介する資料、さらに救助・捜索活動の支援となる活動を行う内閣府(防災担当)のISUT、国土交通省のTEC-FORCE等の活動紹介資料で構成されています。

さらに、土砂災害時においては、各実動機関のみならず、道路啓開や土砂の撤去などの役割を担う民間の建設会社との連携も重要であることから、関係機関連携要領の中で、建設業協会の取組みを紹介しています。

<活用場面>

平時から各関係機関の救助・捜索能力、組織等を把握するために活用することを想定しています。

C：奏功事例

救助・捜索活動現場において関係機関が連携した好事例や、関係機関同士の平素からの顔の見える関係作りの好事例を収集し、とりまとめています。

<活用場面>

各消防本部が実際に経験した事例や平素から行っている取組を学ぶことを通じて、関係機関連携の意義や効果を確認するとともに、訓練等の企画に活用することを想定しています。

特に、『活動調整会議』におけるTo Doリストは、大規模災害時に関係機関が情報共有、活動方針を決める場としての活動調整会議で連携調整すべき項目をリストにしたものです。そのため、活動調整会議をとりまとめる立場となる消防長とその指揮を支援する職員などが災害時に活用することを念頭においています。

## 5 おわりに

今年も8月3日からの大雨及び台風8号の災害など、複数の機関が救助・捜索活動を行う災害が発生しています。今後も、自然災害が激甚化・頻発化するなかで、消防とともに、警察、海上保安庁、自衛隊が連携して救助・捜索活動を行い、内閣府(防災担当)や国土交通省などの機関から安全管理や情報共有等の支援を受けるなど、関係機関が協力して救助・捜索活動を実施する機会は更に増え、関係機関との連携はますます重要になっていきます。

関係機関連携要領は、実際の災害時に使用していただくことはもちろんのことですが、平素から訓練等においても消防長及び消防長による指揮を支援する職員等が本要領を積極的に活用するようにお願いいたします。

最後になりますが、今回策定した関係機関連携要領は、今回で終了することなく、関係機関と定期的に意見交換等を行いながら、見直しを行い、災害現場や活動調整会議等の場で役立つモノとなるように引き続き努めてまいります。

### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部参事官付救助係  
TEL: 03-5253-7507



### A 「活動調整会議」における To Do リスト

災害対策本部長（市町村長）を補佐し、災害対策本部の一員として救助・捜索活動を指揮する消防長及びその指揮を支援する職員（緊急消防援助隊指揮支援隊、消防庁リエゾンを含む。）は、以下に留意し情報収集及び活動調整を行う。

#### ○大規模自然災害救助・捜索活動時の関係機関連携時の基本姿勢

- 関係機関集結前に、できるだけ災害被害情報を収集・集約・整理しておくこと。
- 活動調整会議には、必要な関係機関に参加してもらうとともに、積極的に情報収集・共有すること。
- 地図、ホワイトボード等を活用して可能な限り情報を見える化する。
- 専門用語を避け、関係機関が分かる平易な言葉を使用すること。地名や施設名の固有名詞の読み方を早期に共有すること。
- 関係機関が次に行う活動内容、実施主体、日時、場所等、活動内容を把握すること。把握した内容は現場まで確実に伝達すること。
- 活動方針、体制は、状況変化に応じて柔軟に見直すこと。

#### 1 救助・捜索活動の調整に必要な情報収集

| To Do リスト   | リソース等   | 解説  |
|---|---|-----|
| <input type="checkbox"/> 全体状況の把握（被災エリアの特定）          | 119番通報の件数・内容、出動部隊や消防団からの情報、監視カメラのライブ映像、災害被害情報解析・集約サイト等  | P11 |
| <input type="checkbox"/> 出動部隊の把握                    | 自衛隊情報（派遣の有無、派遣場所・拠点等）、警察情報（出動場所、活動状況等）  | P11 |
| <input type="checkbox"/> 要救助者状況の把握                  | 119番通報の内容、住民の目撃情報、出動部隊からの情報、消防団員からの情報、被災エリアの居住者情報、住民基本台帳を基にした安否不明者名簿（絞り込み・特定）、孤立集落情報、携帯電話の位置情報等 | P11 |
| <input type="checkbox"/> 現場へのアクセスが可能なルート            | ドローン、出動部隊からの情報、警察からの情報、道路管理者（国土交通省、都道府県及び市町村土木部局）からの情報  | P12 |
| <input type="checkbox"/> 二次災害リスクの把握                 | 消防研究センター、国土交通省 TEC-FORCE、専門的知見を有する者からの助言、各機関が把握したリスク情報  | P12 |
| <input type="checkbox"/> 上記5項目を集約し「見える化」する（共通地図の作成） | 国土地理院地図、内閣府防災 ISUT、地図作成ドローンの活用  | P12 |

#### 2 活動調整会議等の準備（会議設定、情報整理）

| To Do リスト   | リソース等   | 解説  |
|---|---|-----|
| <input type="checkbox"/> 活動調整会議の設定、開催の周知  | —   | P14 |
| <input type="checkbox"/> 消防機関、警察、自衛隊及び関係機関との連絡先、担当者の把握                              | 「各実動部隊の責任者（意思決定者）等リエゾンの確認・共有」（別紙1）の活用                           | P15 |
| <input type="checkbox"/> 重要情報の整理等<br>（①救助の可能性が高いエリア②要救助者の発見場所③フェーズに応じた重点検索箇所④活動危険等） | ドローン、自消防本部指揮支援要員、緊急消防援助隊指揮支援隊及び都道府県大隊、消防庁リエゾン、警察、自衛隊等の実動部隊からの情報 | P16 |
| <input type="checkbox"/> 部隊情報の整理等   | 各部隊の人員規模、車両・保有資機材の種類・数量   | P16 |

#### 3 救助・捜索活動の方針決定・共有／救助・捜索活動に必要な環境の整備

| To Do リスト   | リソース等  | 解説  |
|---|--|-----|
| <input type="checkbox"/> 活動エリアの分担・活動時間の決定・共有        | 共通地図、ホワイトボード等の活用   | P16 |
| <input type="checkbox"/> 救助・捜索活動方法の決定・共有            | 活動の進捗状況、各部隊の保有資機材等（規模、資機材等の確認）   | P17 |
| <input type="checkbox"/> 安全管理方針の決定・共有（活動中止基準等）      | 「安全管理方針の策定（活動中止基準等）」（別紙2）の活用<br>気象庁（地方管区気象台）、土木部局からの技術的助言、消防研究センター、国土交通省 TEC-FORCE   | P18 |
| <input type="checkbox"/> 救助・捜索活動に必要な環境の整備           | アクセスルートの選定と確保：道路管理者等<br>必要な救助・捜索用資機材の支援：各実動部隊、防災部局等<br>後方支援・安全管理の支援：各実動部隊、防災部局・土木部局等 | P18 |
| <input type="checkbox"/> 最新の方針等を反映した共通地図の更新         | 自消防本部指揮支援要員、緊急消防援助隊指揮支援隊、消防庁リエゾン、内閣府防災 ISUT の活用                                      | P19 |
| <input type="checkbox"/> 救助・捜索活動成果を踏まえた、必要な活動方針の見直し | 各部隊の活動結果報告、救助・捜索活動結果を反映した共通地図  | P19 |

#### 4 救助・捜索活動を実施する上での現場における調整事項（現地合同調整所等）

| To Do リスト   | リソース等   | 解説  |
|---|---|-----|
| <input type="checkbox"/> 現地合同調整所の設定（必要に応じ）・開催の周知                        | —   | P20 |
| <input type="checkbox"/> 消防機関、警察、自衛隊及び関係機関との連絡先、担当者の把握                  | 「都道府県内消防応援隊、緊急消防援助隊、関係機関窓口の確認」（別紙3）の活用                              | P20 |
| <input type="checkbox"/> 各部隊の活動内容の確認、関係機関が有する救助・捜索活動に必要な重要情報の共有・調整事項の確認 | 関係機関が有する救助活動に必要な重要情報（要救助者、二次災害の情報、ドローン等で得られた情報、関係機関が使用する車両・資機材等）    | P20 |
| <input type="checkbox"/> 安全管理方針の具体的な徹底<br>（①活動中止基準の周知徹底②退避合図の統一及び周知方法等） | 消防研究センター・国土交通省 TEC-FORCE との連携<br>緊急時の避難場所の確保、安全監視員の配置               | P20 |
| <input type="checkbox"/> 救助・捜索活動区域の明示方法                                 | 警察、自衛隊等と連携し、地図等での共有<br>特に防犯の観点で、警察との連携を重視                           | P20 |
| <input type="checkbox"/> 要救助者発見時の対応方法の確認                                | DMA T ・警察官要請  | P20 |
| <input type="checkbox"/> 災害現場での解決・対応困難なボトルネック（大量の土砂の排出場所・排出ルート等）発生時の対応  | 土木部局・道路管理者（国土交通省、都道府県及び市町村土木部局）等との調整<br>緊急消防援助隊（指揮支援隊等）、消防庁リエゾンとの連携 | P20 |
| <input type="checkbox"/> 活動方針・活動体制の見直し（必要に応じ）                           | —   | P21 |

（※To Do リストの順番・項目は、災害状況に応じて積極的に見直すこと。）

## 熱中症による救急搬送の状況及び予防啓発の取組について

救急企画室

### 1 はじめに

消防庁では、平成20年度から全国の消防本部を対象に熱中症による救急搬送人員の調査を行っており、調査開始以降最多の救急搬送人員を記録した平成30年には全国で約9万人以上の方が熱中症により救急搬送されています。調査は、例年5月1日を含む週の月曜日から調査を開始しており、今年度は、4月25日から開始し、8月7日までに52,754人(※速報値)の方が熱中症で救急搬送されました。今年度は、梅雨明けが早かったこともあり、6月の調査を開始した平成22年以降、6月としての搬送人員が過去最高を記録し(15,969人確定値)、7月以降も暑い日が続いたため、例年と比較しても多くの方が熱中症により搬送されています。

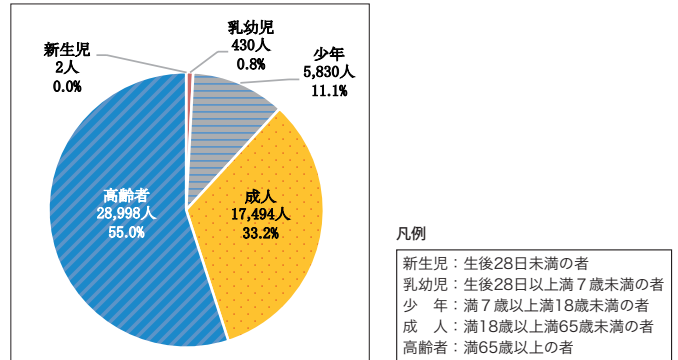
気象庁によると、今後も暑い日が続くことが予想されるため、熱中症対策を十分に行いましょう。

### 2 熱中症による救急搬送状況

#### ① 年齢区分ごとの救急搬送人員(図1)

4月25日から8月7日までの熱中症による救急搬送人員の合計52,754人のうち、高齢者が28,998人(55.0%)と最も多く、次いで成人17,494人(33.2%)、少年5,830人(11.1%)などとなっています。約6割を占める高齢者は暑さやのどの渇きを自覚しにくいなど体の変化に気づきにくい傾向があるため、周囲の方がこまめに声をかけて、水分補給や暑さ対策などの予防行動を促すことが大切です。

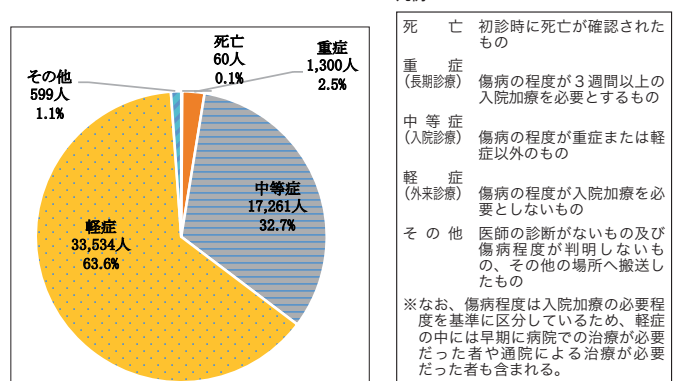
図1 年齢区分別(構成比)  
令和4年 総搬送人員52,754人



#### ② 傷病程度ごとの救急搬送人員(図2)

4月25日から8月7日までの熱中症による救急搬送人員の合計52,754人のうち、軽症が33,534人(63.6%)と最も多く、次いで中等症17,261人(32.7%)、重症1,300人(2.5%)、死亡60人(0.1%)などとなっており、例年と比べ構成比に大きな変化はありませんでした。熱中症の症状は、年齢や持病など傷病者の背景の違いにも影響を受け、刻々と変化します。中には、短時間で重篤な状態に陥る場合もありますので十分に注意が必要です。

図2 初診時における傷病程度別  
令和4年 総搬送人員52,754人

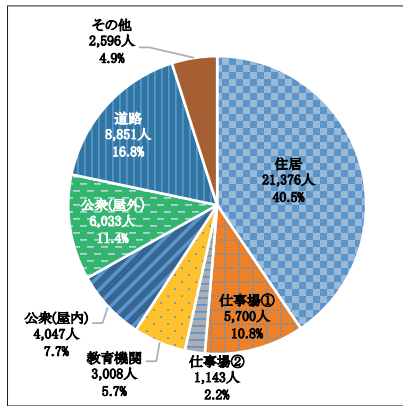


#### ③ 発生場所ごとの救急搬送人員(図3)

4月25日から8月7日までの熱中症による救急搬送人員の合計52,754人のうち、住居が21,376人(40.5%)と最も多く、次いで道路8,851人(16.8%)、公衆出入場所(屋外)6,033人(11.4%)、仕事場①5,700人(10.8%)、公衆出入場所(屋内)4,047人(7.7%)などとなっており、例年と比べ構成比に大きな変化はありませんでした。



図3 発生場所別（構成比）  
令和4年 総搬送人員52,754人



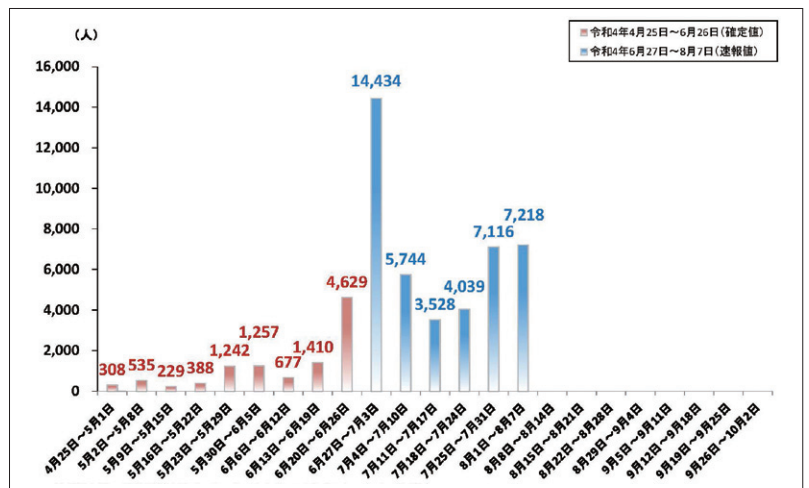
凡例

|        |   |
|--------|---|
| 住居     | (敷地内全ての場所を含む)   |
| 仕事場①   | (道路工事現場、工場、作業所等)  |
| 仕事場②   | (田畑、森林、海、川等 ※農・畜・水産作業を行っている場合のみ)                            |
| 教育機関   | (幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等)                             |
| 公衆(屋内) | 不特定者が出入りする場所の屋内部分<br>(劇場、コンサート会場、飲食店、百貨店、病院、公衆浴場、駅(地下ホーム)等) |
| 公衆(屋外) | 不特定者が出入りする場所の屋外部分<br>(競技場、各対象物の屋外駐車場、野外コンサート会場、駅(野外ホーム)等)   |
| 道路     | (一般道路、歩道、有料道路、高速道路等)  |
| その他    | (上記に該当しない項目)  |

⑤ 週別の推移 (図5)

救急搬送人員は4月25日から200～1,400人前後で推移していましたが、6月20日の週から4,600人以上に増加しています。また、全国的に記録的な早さで梅雨明けした6月27日の週は14,434人となり、以降3,500～7,200人前後で推移しています。

図5 令和4年の熱中症による救急搬送状況（週別推移）

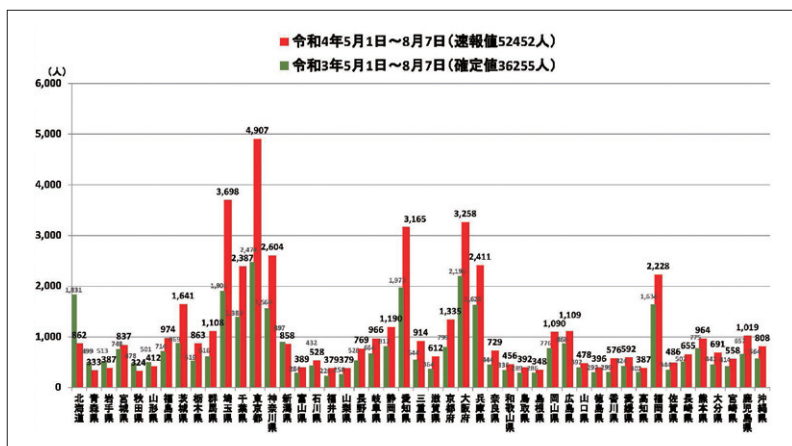


※速報値 (青) の救急搬送人員は、後日修正されることもありますのでご了承ください。

④ 都道府県別の合計 (図4)

5月1日から8月7日までの熱中症による救急搬送人員の合計52,452人のうち、東京都が4,907人と最も多く、次いで埼玉県3,698人、大阪府3,258人、愛知県3,165人、神奈川県2,604人となっています。また、昨年度と比較(5月1日から8月7日)すると、16,197人の増加(+45%)となりました。

図4 令和4年 都道府県別熱中症による救急搬送人員  
前年との比較 (累計：5月1日から8月7日)



※速報値 (赤) の救急搬送人員は、後日修正されることもありますのでご了承ください。

## 3 全国消防イメージキャラクター「消太」を活用した熱中症予防広報の実施

消防庁では、熱中症予防啓発として従来から、熱中症による救急搬送人員の調査と公表、「リーフレット」や「ポスター」の作成、消防庁ホームページやツイッターによる情報発信などを通じ、住民の皆様に広く注意喚起を図るとともに、全国の消防本部が行う予防啓発活動を支援してきました。

今年度は、SNSや、街中のデジタルサイネージによる情報発信などを想定した短時間の予防啓発動画を作成し、消防庁ホームページにて公開しました。また、作成した動画をさらに普及、拡散させるため、動画にアクセスできるQRコードを記載した熱中症予防啓発ポスターを作成し、全国の消防本部へ配布し、熱中症予防啓発の強化に取り組むよう呼びかけています。



【ポスター】



【動画】

## 4 熱中症予防のポイント

熱中症は正しい知識を身につけることで、適切に予防することが可能です。また、従前からの予防に加え、「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントとして、以下の項目に心がけて下さい。

- ・涼しい服装、日傘や帽子で暑さを避けましょう。
- ・のどが渇いていなくてもこまめに水分補給をしましょう。
- ・部屋の温度に注意し、エアコンや扇風機を上手に使いましょう。また、こまめに換気をしましょう。
- ・熱中症警戒アラート発令中は外出をできるだけ控え暑さを避けましょう。
- ・屋外では、人との距離（2 m以上を目安）が確保できる場合や、距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合は、マスクを外しましょう。

【参考】熱中症予防情報サイト 普及啓発資料（環境省）

[https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness\\_pr.php](https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php)

## 5 おわりに

熱中症は正しい知識を身につけることで、適切に予防することが可能です。また、周囲の気遣いで熱中症になりやすいとされる高齢者や子供を守ることができます。

消防庁では、全国の消防本部と連携をとりながら、引き続き熱中症予防啓発に努めていきます。

### 消防庁熱中症情報

[https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9\\_2.html](https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html)

※ 熱中症予防啓発のコンテンツは、このURL内に掲載しています。

問い合わせ先

消防庁救急企画室  
TEL: 03-5253-7529

## 令和3年1月から令和3年12月までに発生した製品火災に関する調査結果

予防課

### 1 製品火災対策の推進について

近年、製品事故に対する国民の関心は高くなっており、それに伴い、消費者の視点に立った行政サービスの実現が強く求められています。このような状況を踏まえ、平成21年9月に内閣府の外局として消費者庁が発足し、消費者安全法が施行されて以降、製品事故対策による消費者の安心・安全の確保は、より政府全体の重要課題として推進されてきました。

消防庁におきましても、自動車等、電気用品及び燃焼機器といった国民の日常生活において身近な製品が発火源となる火災について、情報の収集を行い、四半期ごとにその内容を公表するとともに、当該情報を関係機関と共有し、連携することにより、製品火災対策に継続して取り組んでいます。

### 2 令和3年1月から令和3年12月までに発生した製品火災に関する調査結果について

令和3年1月から令和3年12月までに発生した製品火災（自動車等、電気用品及び燃焼機器の不具合により発生したと消防機関により判断された火災）について、製品ごとの発生件数について図1及び表1のとおり取りまとめました。

製品火災は自動車等が14件、電気用品が133件、燃焼機器が17件となっています。また、このほかに消防機関による調査中のものが149件あるため、今後増加する可能性があります。

なお、電気用品の火災のうち最も多く発生しているのは互換バッテリーの20件、燃焼機器の火災のうち最も多く発生しているのはガストーチバーナーの13件でした。

図1 最近5年間における製品火災件数の推移

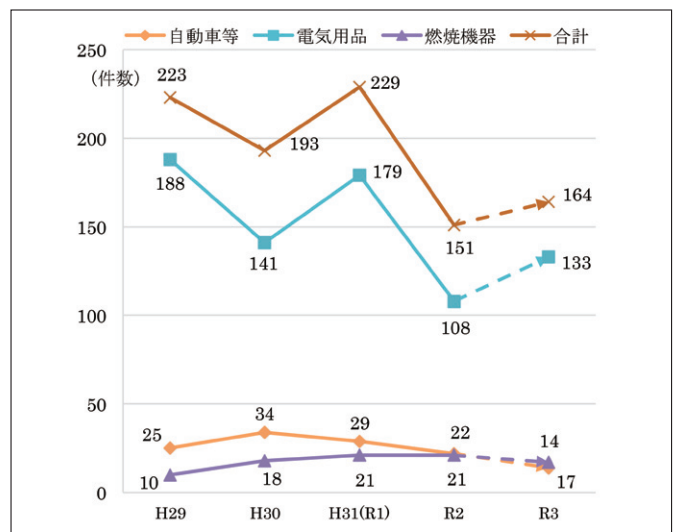


表1：令和2年中の製品火災等の調査結果

単位：(件)

|                             | 自動車等 | 電気用品 | 燃焼機器 | 全体  |
|-----------------------------|------|------|------|-----|
| 製品火災                        | 14   | 133  | 17   | 164 |
| 製品の不具合により発生したか否か特定に至らなかった火災 | 297  | 472  | 66   | 835 |

※1 使用者の使用法の不良及び自然災害に起因する火災は、本調査で集計する製品火災には含まれない。  
 ※2 令和3年1月から令和3年12月までに発生した製品火災で、消防機関が調査中のものが149件ある。

また、令和3年1月から令和3年12月までに発生した製品火災のうち、件数が2以上あった製品は以下のとおりです。（表2参照）

表2：製品火災の件数が2以上あった製品

（製造事業者等名50音順）

| 製造事業者等                           | 製品名          | 型式                                 | 件数 |
|----------------------------------|--------------|------------------------------------|----|
| 株式会社泰成商事                         | 互換バッテリー      | BL1860                             | 5  |
| TOPBATT                          |              |                                    |    |
| 不明                               |              |                                    |    |
| ロワ・ジャパン有限会社                      |              | DC62 DC62-J                        | 3  |
| 有限会社すみとも商事<br>OrangeLine 楽天市場店   |              | Orange Line DC60<br>200001 V6 2200 | 3  |
| アイリスオーヤマ株式会社                     | 電子レンジ        | IBM-T175-5                         | 2  |
| NEC パーソナルコンピュータ株式会社              | ノートパソコン      | PC-YAE11X21A4J2                    | 2  |
| 株式会社スイソサム                        | 水素水自動販売機     | SSH-P1                             | 2  |
| 株式会社フィフティ                        | 電気ストーブ       | FL-BH900YD                         | 2  |
| 株式会社丸山製作所                        | 充電式電動刈払機     | KDC3650Li                          | 2  |
| カルテック株式会社                        | パーソナル空間除菌脱臭機 | KL-P01                             | 2  |
| Dynabook 株式会社                    | AC アダプター     | G71C0009S210                       | 2  |
| 三菱重工サーマルシステムズ株式会社<br>(旧三菱重工株式会社) | エアコン         | SRK22ZF                            | 2  |
| メルセデス・ベンツ日本株式会社                  | メルセデス・ベンツ    | 5AA-205277<br>5AA-205277C          | 2  |
|                                  |              | RBA-205042<br>RBA-205042C          | 2  |
| レノボ・ジャパン合同会社                     | タブレットパソコン    | YOGA Tablet2                       | 2  |

### 3 今後の取組について

製品火災対策を推進し、類似火災の発生を防止するためには、製品火災の情報を広く国民に周知するとともに、消防機関が行う火災原因調査等により製品に係る火災の出火原因を究明し、出火原因に応じた火災の再発防止対策を講ずることが大変重要です。このため、消防庁では、製品火災に関する調査結果を公表するとともに、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し専門的な知見や資機材による鑑識等の技術支援を行うなど、消防機関の調査

技術の向上や火災原因調査・原因究明体制の充実・強化を推進しているところであり、今後も関係機関との連携強化を図りつつ、消費者の安心・安全の確保に努めてまいります。

#### 問い合わせ先

消防庁予防課  
TEL: 03-5253-7523

# 令和4年安全功労者内閣総理大臣表彰式 令和4年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰式

総務課

## 1 安全功労者内閣総理大臣表彰式

安全功労者内閣総理大臣表彰は、国民一人ひとりが生活のあらゆる面において、施設や行動の安全について反省を加え、安全確保に留意し、これを習慣化する気運を高め、産業災害、交通事故、火災等国民の日常生活を脅かす災害の発生の防止を図ることを目的として、「国民安全の日」の創設について（昭和35年5月6日閣議了解）の趣旨を踏まえて行われているものです。

今年は、去る7月1日（金）、総理大臣官邸において、松野官房長官のほか、二之湯国家公安委員会委員長が出席し、表彰式が挙行されました。消防庁関係では、火災予防分野で3名と3団体が受賞し、松野官房長官から表彰状が授与されました。

### 内閣総理大臣表彰受賞者（個人の部）

※敬称略  
葛貫 郁子  
前川 典子  
六角 篤

※敬称略

### 内閣総理大臣表彰受賞者（団体の部）

公益社団法人仙台市防災安全協会  
竹二地区婦人防災クラブ  
日東化成株式会社 尼崎工場



挨拶を述べる松野内閣官房長官



松野内閣官房長官から受賞者代表（葛貫郁子氏）への表彰状授与

## 2 安全功労者・消防功労者総務大臣表彰式

安全功労者総務大臣表彰は、安全思想の普及徹底や安全水準の向上のために尽力又は貢献された個人・団体を表彰しているものです。

消防功労者総務大臣表彰は、国民の生命、身体、財産を災害から防護するため献身的に尽力された消防団員及び女性防火クラブ員を表彰しているものです。

今年度は、去る7月22日（金）、総務省講堂において、金子総務大臣、前田消防庁長官が出席し、秋本日本消防協会会長／日本防火・防災協会会長、北崎日本消防設備安全センター理事長を来賓に迎え、表彰式を挙行之し



令和4年度安全功労者・消防功労者総務大臣表彰式会場の模様

た。今回は、安全功労者として個人の部16名、団体の部12団体が、消防功労者として消防団員2名、女性防火クラブ員5名が受賞し、金子総務大臣から表彰状が授与されました。

**安全功労者**

※敬称略

**総務大臣表彰受賞者（個人の部）**

|       |       |
|-------|-------|
| 富田 隆  | 保岡 千里 |
| 沼尾 幸子 | 小宮 浩義 |
| 鈴木 明男 | 濱田千鶴子 |
| 安藤 順夫 |       |
| 沖野 光彦 |       |
| 釘持 成吉 |       |
| 杉田 光一 |       |
| 望月 清志 |       |
| 有光 幸紀 |       |
| 杉本 三郎 |       |
| 樋口勝比古 |       |
| 木田 幸枝 |       |
| 小幡 睦子 |       |

**安全功労者**

**総務大臣表彰受賞者（団体の部）**

尾呂部自治振興会自主防災組織  
 日光市危険物保安協会  
 下呂市女性防火クラブ  
 一般社団法人京都消防設備協会  
 国立大学法人大阪教育大学  
 関西熱化学株式会社 尼崎事業所  
 城南婦人防火クラブ  
 横尾防災福祉コミュニティ  
 大川市女性防火クラブ  
 医療法人起生会  
 表参道吉田病院・介護老人保健施設なでしこ  
 株式会社えがお  
 一般財団法人宮崎県消防設備協会

**消防功労者**

**総務大臣表彰受賞者（消防団員）**

石岡 博英  
 吉田 利行

**消防功労者**

**総務大臣表彰受賞者（女性防火クラブ員）**

尾形みち子  
 佐々木喜代枝  
 片岡 信子  
 横井美津子  
 池田 穂波



式辞を述べる金子総務大臣



金子総務大臣から受賞者代表（沼尾幸子氏）への表彰状授与

**問い合わせ先**

消防庁総務課表彰係  
 TEL: 03-5253-7521

# 令和4年度における消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定の状況

## 消防・救急課

消防庁では、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定を同年5月20日付で行ったところです。

消防庁が所管するこれらの補助金の令和4年度の当初予算額は、消防防災施設整備費補助金については13億7,237万6千円、緊急消防援助隊設備整備費補助金については49億8,594万円となっています。

また、緊急消防援助隊設備整備費補助金については、令和3年度当初予算のうち、2億7,030万9千円を令和4年度へ繰越しています。

自動車（屈折含む）9台、支援車15台、その他の消防用自動車2台を整備する事業等について交付決定を行いました。

### 2 都道府県別の交付決定の状況

補助金ごとの都道府県別の交付決定額は、別表のとおりです。

なお、市町村ごとの交付決定の状況は、消防庁のHP (<http://www.fdma.go.jp/>) に掲載しています。

### 1 交付決定の概要

#### (1) 交付決定額

令和4年度における交付決定の総額は65億1,608万9千円であり、その内訳は次のとおりです。

- ① 消防防災施設整備費補助金 12億6,185万6千円
- ② 緊急消防援助隊設備整備費補助金 52億5,423万3千円
  - うち令和4年当初予算 49億8,580万8千円
  - 令和3年当初予算（繰越分） 2億6,842万5千円

#### (2) 主な対象施設及び設備

- ① 消防防災施設整備費補助金にあつては、耐震性貯水槽 268件、高機能消防指令センター 4件、備蓄倉庫 3件、防火水槽(林野分) 7件、活動火山対策避難施設 3件について交付決定を行いました。
- ② 緊急消防援助隊設備整備費補助金（令和4年度当初予算及び令和3年度当初予算）にあつては、消防用資機材172件、災害対応特殊救急自動車128台、災害対応特殊消防ポンプ自動車（水槽付含む）140台、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車10台、救助工作車19台、災害対応特殊はしご付消防ポンプ

### 3 その他

消防防災施設整備費補助金については、要望が予算額を下回っており、引き続き要望のあった事業に対して交付決定を行う予定です。

また、緊急消防援助隊設備整備費補助金については、予算額を上回る要望が寄せられたところであり、繰越を行った令和3年度当初予算を活用し交付決定を行ったところです。

地方公共団体におかれましては、直ちに契約事務に着手するとともに、事業の内容に変更が生じた場合は、速やかに所定の手続きをとるようお願いします。

#### 問い合わせ先

消防庁消防・救急課  
TEL: 03-5253-7522

|    |
|----|
| 別表 |
|----|

### 令和4年度当初予算等に係る消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金

(単位：千円)

| 都道府県名  | 消防防災施設整備費補助金<br>R 4当初予算 | 緊急消防援助隊設備整備費補助金 |               | 合 計       |
|--------|-------------------------|-----------------|---------------|-----------|
|        |                         | R 4当初予算         | R 3当初予算 (繰越分) |           |
| 1 北海道  | 24,758                  | 221,501         | —             | 246,259   |
| 2 青森   | —                       | 17,709          | —             | 17,709    |
| 3 岩手   | 24,687                  | —               | —             | 24,687    |
| 4 宮城   | 23,764                  | 29,098          | —             | 52,862    |
| 5 秋田   | 27,430                  | 66,323          | —             | 93,753    |
| 6 山形   | 173,158                 | 21,121          | —             | 194,279   |
| 7 福島   | 17,860                  | 127,821         | 3,438         | 149,119   |
| 8 茨城   | 29,357                  | 168,284         | 42,490        | 240,131   |
| 9 栃木   | 13,715                  | 192,616         | —             | 206,331   |
| 10 群馬  | 16,458                  | 57,412          | 12,794        | 86,664    |
| 11 埼玉  | 68,453                  | 296,319         | 55,626        | 420,398   |
| 12 千葉  | 8,229                   | 557,317         | 83,406        | 648,952   |
| 13 東京  | 9,631                   | 478,317         | —             | 487,948   |
| 14 神奈川 | 11,043                  | 273,918         | 12,149        | 297,110   |
| 15 新潟  | 125,203                 | 41,582          | —             | 166,785   |
| 16 富山  | 36,133                  | —               | —             | 36,133    |
| 17 石川  | 19,201                  | 11,087          | —             | 30,288    |
| 18 福井  | 10,939                  | 97,179          | —             | 108,118   |
| 19 山梨  | 25,542                  | 10,145          | 18,463        | 54,150    |
| 20 長野  | 48,797                  | 87,415          | 6,361         | 142,573   |
| 21 岐阜  | 17,860                  | 148,863         | 2,978         | 169,701   |
| 22 静岡  | 28,832                  | 125,375         | 1,996         | 156,203   |
| 23 愛知  | 181,050                 | 506,597         | 13,742        | 701,389   |
| 24 三重  | 5,486                   | 50,376          | —             | 55,862    |
| 25 滋賀  | 5,486                   | 171,953         | —             | 177,439   |
| 26 京都  | 16,458                  | 66,940          | —             | 83,398    |
| 27 大阪  | 4,155                   | 264,006         | 2,566         | 270,727   |
| 28 兵庫  | —                       | 71,998          | 3,021         | 75,019    |
| 29 奈良  | 5,486                   | 44,649          | 2,323         | 52,458    |
| 30 和歌山 | —                       | 40,216          | 3,137         | 43,353    |
| 31 鳥取  | —                       | —               | —             | —         |
| 32 島根  | 5,486                   | —               | —             | 5,486     |
| 33 岡山  | —                       | 128,210         | —             | 128,210   |
| 34 広島  | 21,944                  | 147,241         | —             | 169,185   |
| 35 山口  | 8,229                   | 46,846          | —             | 55,075    |
| 36 徳島  | 7,708                   | 47,684          | —             | 55,392    |
| 37 香川  | —                       | —               | —             | —         |
| 38 愛媛  | 5,486                   | 41,344          | —             | 46,830    |
| 39 高知  | 31,284                  | 13,778          | —             | 45,062    |
| 40 福岡  | 10,972                  | 149,337         | —             | 160,309   |
| 41 佐賀  | —                       | —               | —             | —         |
| 42 長崎  | 39,299                  | 37,627          | —             | 76,926    |
| 43 熊本  | 41,145                  | 19,531          | 3,935         | 64,611    |
| 44 大分  | 39,814                  | 11,978          | —             | 51,792    |
| 45 宮崎  | 5,486                   | 15,123          | —             | 20,609    |
| 46 鹿児島 | 65,832                  | 68,263          | —             | 134,095   |
| 47 沖縄  | —                       | 12,709          | —             | 12,709    |
| 合 計    | 1,261,856               | 4,985,808       | 268,425       | 6,516,089 |



# 「令和4年度 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の実施紹介

## 特殊災害室

### 1 はじめに

石油コンビナートで発生する事故は、危険物又は有毒ガスの漏えいや大規模な爆発を伴う火災など、甚大な被害に拡大するおそれがあります。そのため、石油コンビナート特別防災区域の特定事業所には、防災要員及び消防車両等を備えた自衛防災組織又は共同防災組織（以下「自衛防災組織等」という。）の設置が義務づけられています。

自衛防災組織等は特定事業所の防災体制の確立に重要な役割を担っていることから、消防庁では、石油コンビナート特別防災区域の特定事業所における防災要員の技能及び士気の向上を図り、防災体制の充実強化を目的とした「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」（以下「コンテスト」という。）を平成26年度から実施しています。

昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、予選の廃止等スケジュールの変更を行い実施いたします。

### 2 コンテストの概要

#### (1) 競技の概要

特定事業所内の石油タンクで火災が発生したという想定で、自衛防災組織等が保有する消防車両を活用して消火活動を行い、その活動の安全性、確実性、迅速性などを評価することとしています。

#### (2) 出場資格

全国の特定事業所に設置されている自衛防災組織等

のうち、「大型化学高所放水車及び泡原液搬送車」又は「高所放水車（大型化学高所放水車、大型高所放水車又は普通高所放水車をいう。）及び化学消防車（大型化学消防車又は甲種普通化学消防車をいう。）」を保有する自衛防災組織等を対象にしており、出場する条件として、管轄する消防本部からの推薦を必要としています。

今年度は、32消防本部を通じて35組織の応募がありました。



令和4年度出場組織募集ポスター

#### (3) 審査

消防庁職員が事業所内で実施する現地審査及び提出された競技映像によるビデオ審査を行い、上位組織を決定します。



コンテスト競技中の風景

#### (4) 表彰等

審査後、上位組織に対し、最優秀賞（総務大臣表彰）1組織、優秀賞（総務大臣表彰）4組織、奨励賞（消防庁長官表彰）10組織及び特別賞（消防庁長官表彰）若干数を表彰予定です。

最優秀賞及び優秀賞は、消防庁長官から表彰状と記念品を授与いたします。



令和3年度最優秀賞受賞組織  
(株式会社KSP大黒神奈川共同防災センター)



総務大臣表彰受賞組織との記念撮影

### 3 総務大臣表彰受賞組織の競技映像について

令和3年度に最優秀賞及び優秀賞を受賞した5組織の競技映像を、消防庁動画チャンネル（You Tube）で公開しています。ぜひご覧ください。

<https://www.youtube.com/watch?v=8KumJC573KA&list=PLUrGKEwru-bAR8rrBtd9OjrOBFoKBQHEX&index=11>

### 4 今後のスケジュール

- ・審査 令和4年9月上旬から10月下旬
- ・結果通知 令和4年11月下旬
- ・表彰式 令和4年12月上旬

新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、今後も状況により変更の可能性があります。コンテストに関する情報は総務省消防庁ホームページ上に公開いたします。

<https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/topic001.html>

問い合わせ先

消防庁特殊災害室  
TEL: 03-5253-7528

## 「LakeTown防災フェス! 2022」を開催

越谷市消防局

越谷市消防局は令和4年6月4日(土)、5日(日)の2日間、イオンレイクタウンにおいて「ほんもの体験! 楽しく学ぼう!」をテーマに「LakeTown防災フェス! 2022」を関係各機関と共同で開催しました。コロナ禍のため3年ぶりの開催でしたが、2日間で延べ約27,000人の方が来場されました。会場では、越谷名誉市民の「消防ガーヤちゃん」も会場に両日ともに姿を見せるなか、消火体験や各種緊急自動車の展示等を実施し、来場者の方の防災への関心を深めることができ、大盛況となりました。



## 新型水難救助車両を配置しました!

松戸市消防局

松戸市消防局では令和4年3月に水難救助に特化した消防ポンプ自動車を新規配置しました。

この車両は、A-2級のポンプとタンク水600リットルを積載しており、火災現場での消火活動が可能です。また、ボート、船外機、レスキューボード、BCジャケットやブイも積載しており、潜水救助と水面救助の両方に対応できます。

我々松戸市消防局水難救助隊は、松戸市の安全・安心を守るため更なる災害対応力の向上に努めてまいります。



消防通信

望

楼

ぼうろう

## 消防一般表彰 表彰式で感謝状を贈呈

海老名市消防本部

令和4年7月7日(木)に海老名市消防本部において消防一般表彰式を行い、消防協力者2名に感謝状が贈呈されました。

本事案は令和4年6月9日(木)、消防協力者2名が業務として市内を巡回中に、一般住宅から黒煙が噴出しているのを発見し、早期の通報及び初期消火活動を迅速的確に行ったものです。

当時は住民が在宅しており火災に気づいていなかったため、2名の勇気ある行動により、被害を最小限に抑えることができました。



## 深日港フェスティバルで消防フェアを開催!!

泉州南広域消防本部

泉州南広域消防本部では、7月3日(日)に岬町の深日港で、深日港フェスティバルが開催され、同時に消防団、婦人防火クラブと合同で、消防フェアを実施しました。当日、深日港フェスティバルは多くの来場者で賑わい、消防フェアにおいても、はしご車搭乗体験コーナーをはじめ、消防車両展示コーナー、住宅用火災警報器の普及啓発等を行い、防火・防災を訴えました。



消防通信/望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。  
ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



# 消防大学校だより

## 幹部科における教育訓練 ～コロナ禍における教育訓練について～

消防大学校における総合教育の主体となる「幹部科」は、現場経験の少ない若手職員に対する指導力の強化、切迫する大規模災害等への対応力・指揮能力の向上など、消防職員幹部としての資質の向上に加え、柔軟な発想やアイデアの創出・政策立案、人事管理、予算要求、議会対応や市町村長部局との連携等の行政運営能力を向上させ、消防全体における組織力の底上げを図ること目的に、年4回実施しています。

本年度は、昨今の消防行政を取り巻く環境を踏まえ、以下の授業科目を新設するなど、カリキュラムの一部見直しを行いました。



指揮シミュレーション訓練

### ○身体管理

毎年のように現場活動や訓練において身体に起因する事故が発生している中で、特に脱水や熱中症の予防対策について理解を深めるとともに、訓練時や消火活動時における対策について食事管理も含め、一層推進することを目的に導入しました。

### ○新たなエネルギーへの対応

カーボンニュートラル政策に伴い、脱炭素化を実現するために普及が見込まれる新たなエネルギー（水素、アンモニアなどの高圧ガスや蓄電池）の知識を習得し、消防本部における安全管理について理解することを目的に導入しました。

### ○交通事故防止

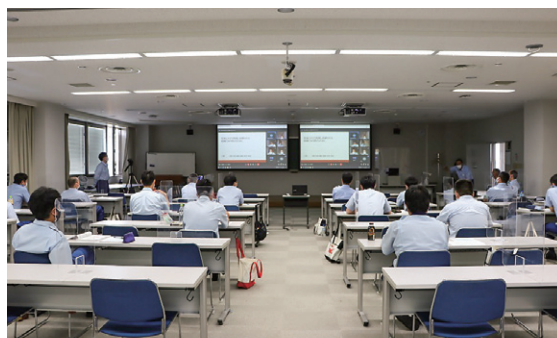
交通事故の発生原因や防止対策を習得し、各消防本部における安全運転管理者等として、交通事故防止教育や自動車の安全な運行管理を着実に推進することを目的に導入しました。

カリキュラムは、入校から2週間は座学を中心とした講義とし、2週目以降からグループでの討議を取り入れた講義やシミュレーション訓練などを実施する構成とし

ました。

また、本年度も新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、消防大学校への入寮期間を短縮するため、リモート講義を実施しています。幹部科に入校した学生は、入寮前の1週間、所属する消防本部又は自宅において講義（1日7時間、計5日間35時間）を受講するほか、講師についても、実情に応じ、勤務先や自宅などからご講義いただいています。

学生の体調管理については、入寮する2週間前から毎日検温を行った上で、教官による体調確認と検温を入校受付時及び入校後の毎日実施しています。



課題研究発表（ハイブリッド形式）

教室の感染対策については、講師と学生との距離を十分確保し、教室内に複数台のサーキュレーターや二酸化炭素測定器を設置し、十分な換気を行うとともに、休憩時には講師が使用したマイクや教壇を学生が主体となり消毒を行います。

寮生活については、外出・外泊の制限はもとより、班（6名）を越えての飲食の禁止や共同して利用する浴室の利用に時間制限を設けるなど、様々な感染対策を講じたところですが、残念ながら、幹部科第69期と同時期に入校していた複数の科で、新型コロナウイルス感染症



# 消防大学校だより

の感染者が数多く発生してしまいました。

その後、幹部科第69期では、授業の内容や日程を変更したほか、感染者や濃厚接触者が寮室等においても受講できるよう、対面とオンラインのハイブリッド形式で授業を行うなど、最後まで教育訓練をやり遂げるため教職員が一丸となり柔軟かつ適正に対応したこと、学生については、今まで以上に制約のある寮生活など厳しい状況に耐えたことで、一人も欠けること無く、全員無事に卒業を迎えることができました。

新型コロナウイルス感染症の流行は、依然として収束が見通せない状況ですが、更なる感染防止対策を図るとともに、今後とも、充実したカリキュラムを提供できるよう取り組んでまいります。

また、このような状況だからこそ、幹部科に入校して学生の絆を強め、協力し合える人間関係を構築していただければと思います。今後の各本部等からの入校申請をお待ちしています。

## 教育訓練の実施状況 (令和4年4月～7月実施分)

令和4年4月から7月実施分の教育訓練及び卒業（修了）生は、次のとおりです。

| 学科・コース名       |       | 教育訓練期間                   | 卒業(修了)者数 |
|---------------|-------|--------------------------|----------|
| 幹部科           | 第69期  | 6月6日(月)～7月21日(木) (46日間)  | 60名      |
| 新任消防長・学校長科    | 第32期  | 5月10日(火)～5月20日(金) (11日間) | 36名      |
| 警防科           | 第110期 | 6月1日(水)～7月20日(水) (50日間)  | 48名      |
| 救助科           | 第84期  | 4月12日(火)～6月3日(金) (53日間)  | 48名      |
| 危険物科          | 第17期  | 6月15日(水)～7月14日(木) (30日間) | 29名      |
| 火災調査科         | 第42期  | 6月2日(木)～7月21日(木) (50日間)  | 30名      |
| 指揮隊長コース       | 第27回  | 4月7日(木)～4月19日(火) (13日間)  | 60名      |
| 危機管理・国民保護コース  | 第12回  | 4月14日(木)～4月21日(木) (8日間)  | 37名      |
| 査察業務マネジメントコース | 第5回   | 5月30日(月)～6月3日(金) (5日間)   | 47名      |
| 合 計           |       |                          | 395名     |

### 問い合わせ先

消防大学校教務部  
TEL: 0422-46-1712



## 最近の報道発表（令和4年7月21日～令和4年8月20日）

### <救急企画室>

|        |                                |  |
|--------|--------------------------------|--|
| 4.7.27 | 令和4年6月の熱中症による救急搬送状況            | 熱中症による救急搬送人員について、令和4年6月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。   |
| 4.7.21 | 「令和4年度 救急業務のあり方に関する検討会」の発足及び開催 | 近年の救急自動車による救急出動件数を見ると、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国民の衛生意識の向上、不要不急の外出自粛といった行動変容等の影響により、一昨年中の救急出動件数は一時的に減少したものの、令和3年中においては、約619万件（速報値）と前年比で約26万件増加しました。未だ新型コロナウイルス感染症への対応に予断を許さない状況が続く中、今後も高齢化の進展や、環境及び生活様式等の変化を背景として、より一層の救急需要の増大及び多様化が懸念されています。<br>このような状況の中で、今後も救急業務を取り巻く諸課題への対応策を十分に検討し、救急業務を安定的かつ持続的に提供しながら、救命率の向上を図るために必要となる取組みを実施することが求められています。<br>今年度の検討会では、救急業務の円滑な実施と質の向上をテーマに「マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化に向けた検討」及び「救急隊員等の行う観察・処置に係る検討」を行います。 |

### <予防課>

|        |                              |   |
|--------|------------------------------|---|
| 4.7.25 | 「蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会」の開催 | 火災予防条例で規制すべき蓄電池設備の対象を見直すとともに、蓄電池設備の火災リスクに応じた防火対策について検討し、蓄電池設備に係る規制の合理化を図ることを目的として「蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会」を開催することとしましたので、お知らせします。 |
|--------|------------------------------|---|

### <危険物保安室>

|        |   |  |
|--------|---|--|
| 4.8.10 | 「新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討会」の開催  | 屋外貯蔵タンクの維持管理の高度化、点検作業のスマート化に資するため、「新技術を活用した屋外貯蔵タンクの効果的な予防保全に関する調査検討会」を開催することとしたのでお知らせします。<br>なお、本検討会は新技術のうちドローン等を活用した効果的な予防保全に関する調査検討を行います。  |
| 4.8.1  | 危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見公募の結果及び改正省令の公布 | 消防庁は、危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）の内容について、令和4年5月19日から令和4年6月20日までの間、国民の皆様から御意見を公募したところ、4件の御意見をいただきました。意見公募においていただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また、意見公募の結果も踏まえ、当該省令を本日公布しました。   |
| 4.7.26 | 「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」の開催   | 我が国の危険物施設は高経年化が進み、腐食・劣化等を原因とする事故件数が増加するなど、近年、危険物等に係る事故は高い水準で推移しています。他方で、昨今、各分野において技術革新やデジタル化が急速に進展しており、危険物施設においても安全性、効率性を高める新技術の導入により効果的な予防保全を行うことなど、スマート保安の実現が期待されています。これらの状況を踏まえ、今後における危険物施設のスマート保安化等に柔軟な対応ができるよう調査検討を行うことを目的として、「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」を開催することとしましたので、お知らせします。 |

### <地域防災室>

|        |                      |   |
|--------|----------------------|---|
| 4.7.29 | 「第27回防災まちづくり大賞」の事例募集 | 「防災まちづくり大賞」は、地域に根ざした団体・組織等、多様な主体における防災に関する優れた取組や、防災・減災、住宅防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を表彰し、広く全国に紹介することにより、地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として実施しています。<br>阪神・淡路大震災を契機に平成8年度に創設され、27回目となる本年度は、本日から令和4年10月14日（金）までの間、取組事例を募集します。 |
|--------|----------------------|---|



## 最近の通知 (令和4年7月21日～令和4年8月20日)

| 発番号                              | 日付        | あて先                                | 発信者   | 標 題   |
|----------------------------------|-----------|------------------------------------|---|---|
| 事務連絡                             | 令和4年8月19日 | 各都道府県消防防災主管部(局)                    | 消防庁救急企画室  | 病床や救急医療のひっ迫回避に向けた宿泊療養施設や休止病床の活用等への対応について                        |
| 消防予第398号                         | 令和4年8月19日 | 各都道府県消防防災主管部長<br>東京消防庁・各指定都市消防長    | 消防庁予防課長   | 火災調査書類様式例の見直し及び標準火災調査書類作成マニュアルの策定等について(通知)                      |
| 消防消第294号                         | 令和4年8月14日 | 各都道府県消防防災主管部長<br>東京消防庁・各指定都市消防長    | 消防庁消防・救急課長  | 警防活動時等における消防職員の安全管理の再徹底について                                     |
| 事務連絡                             | 令和4年8月10日 | 各都道府県消防防災主管部(局)                    | 消防庁救急企画室  | お盆期間中における新型コロナウイルス感染症対応に関する検査・保健・医療提供体制の確保への対応について              |
| 消防地第471号                         | 令和4年8月9日  | 各都道府県消防防災主管部局長                     | 消防庁国民保護・防災部<br>地域防災室長   | 消防団員に直接支給される報酬等に係る不適切な取扱いについて                                   |
| 事務連絡                             | 令和4年8月8日  | 各都道府県消防防災主管部(局)                    | 消防庁救急企画室  | 「オミクロン株の特徴に合わせた医療機関や保健所の更なる負担軽減への対応」について(情報提供)                  |
| 事務連絡                             | 令和4年8月8日  | 各都道府県消防防災主管部(局)                    | 消防庁消防・救急課   | 消防本部の業務継続について   |
| 消防危第175号                         | 令和4年8月4日  | 各都道府県消防防災主管部長<br>東京消防庁・各指定都市消防長    | 消防庁危険物保安室長  | 屋外貯蔵タンク周囲の可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に関する運用について(通知)                      |
| 事務連絡                             | 令和4年8月2日  | 各都道府県消防防災主管部(局)                    | 消防庁救急企画室  | 「社会経済活動を維持しながら感染拡大に対応する都道府県への支援について」への対応について(救急車の適時・適切な利用について)  |
| 事務連絡                             | 令和4年8月1日  | 各都道府県消防防災主管課<br>東京消防庁・各指定都市消防本部    | 消防庁危険物保安室   | 4-メチルベンゼンスルホン酸等に係る消防活動上等の留意事項について(事務連絡)                         |
| 消防危第156号                         | 令和4年8月1日  | 各都道府県知事<br>各指定都市市長                 | 消防庁次長   | 危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令の公布について |
| 消防危第164号                         | 令和4年8月1日  | 各都道府県消防防災主管部長<br>東京消防庁・各指定都市消防長    | 消防庁危険物保安室長  | 令和3年中の圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故状況について                            |
| 消防救第245号                         | 令和4年7月29日 | 各都道府県知事                            | 消防庁長官   | 「救急の日」及び「救急医療週間」の実施について(依頼)                                     |
| 事務連絡                             | 令和4年7月28日 | 各都道府県消防防災主管部(局)                    | 消防庁救急企画室  | 救急車内の消毒について   |
| 消防消第267号                         | 令和4年7月28日 | 各都道府県消防防災主管部(局)長<br>東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁消防・救急課長  | 消防本部における職員等のマイナンバーカードの取得の推進について                                 |
| 消防予第374号                         | 令和4年7月28日 | 各都道府県消防防災主管部長                      | 消防庁予防課長   | 火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に関する状況調査の結果について(通知)                      |
| 事務連絡                             | 令和4年7月26日 | 各都道府県消防防災主管部(局)                    | 消防庁救急企画室  | サレ痘の患者の発生について   |
| 消防危第163号                         | 令和4年7月26日 | 各都道府県消防防災主管部長<br>東京消防庁・各指定都市消防長    | 消防庁危険物保安室長  | 危険物規制事務に関する執務資料の送付について  |
| 消防災第195号<br>消防広第223号<br>消防特第145号 | 令和4年7月25日 | 各都道府県消防防災主管部長                      | 消防庁防災課長<br>消防庁広域応援室長<br>消防庁特殊災害室長                                     | 「林野火災の予防及び消火活動について(通知)」の改正について                                  |
| 事務連絡                             | 令和4年7月25日 | 各都道府県消防防災主管部(局)                    | 消防庁救急企画室  | 直近の感染状況を踏まえた医療提供体制への対応について                                      |
| 事務連絡                             | 令和4年7月25日 | 各都道府県消防防災主管部(局)                    | 消防庁救急企画室  | サレ痘に関する情報提供について   |
| 消防予第368号                         | 令和4年7月25日 | 各都道府県消防防災主管部長                      | 消防庁予防課長   | エアゾール式簡易消火具の不具合に係る注意喚起等について                                     |
| 事務連絡                             | 令和4年7月22日 | 各都道府県消防防災主管部(局)                    | 消防庁消防・救急課<br>消防庁救急企画室<br>消防庁国民保護・防災部<br>地域防災室<br>消防庁国民保護・防災部<br>広域応援室 | 新型コロナワクチンの4回目接種の対象拡大について  |

## 広報テーマ

| 9 月   |                              | 10 月   |                   |
|---|------------------------------|--|-------------------|
| ① 9月9日は救急の日<br>② 住宅防火防災キャンペーン<br>③ 火山災害に対する備え<br>④ 事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼び掛け | 救急企画室<br>予防課<br>防災課<br>地域防災室 | ① 地震火災対策について<br>② 住宅用火災警報器の設置率等の調査結果<br>③ 消防の国際協力に対する理解の促進 | 予防課<br>予防課<br>参事官 |



## 9月9日は救急の日

### 救急企画室

#### 1 はじめに

「救急の日」及び「救急医療週間」は、救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に、昭和57年に定められ、以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」としています。今年も、9月4日（日）から9月10日（土）までが「救急医療週間」です。これまで、この期間には、全国各地において、消防庁、厚生労働省、都道府県、市町村、全国消防長会、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本救急医学会、その他関係機関の協力により各種行事が開催されてきました。

#### 2 「救急の日」及び「救急医療週間」実施の重点事項

具体的な行事の内容については、各都道府県において関係機関と協議のうえ定めることとしていますが、その実施にあたっては、例年、次の事項に重点をおいています。なお、今年度の行事等の実施にあたっては、現下の新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、昨年度に引き続き、実技や実演などの対面、集合を伴うものについては、人数を制限する、延期やオンラインでの開催を検討するなど、感染拡大の防止に十分留意した上で、地域の実情に応じた柔軟な対応をとるよう関係機関に求めています。

##### (1) 応急手当の普及啓発

パンフレットの配布、講習会、研修会等を通じて、緊急時における心肺蘇生法等の応急手当の実技指導、日常における健康教育、その他救急業務に関する知識の普及を図ります。

##### (2) 救急車の適時・適切な利用の普及啓発

救急搬送の状況、救急相談窓口等を、新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、広報誌等、各種広報媒体を通じて広く紹介するなど、救急車の適時・適切な利用について普及を図ります。

##### (3) 救急医療関係者、救急隊員等の表彰及び研修

救急医療や救急業務に功績のあった救急医療関係者、救急隊員等に対して都道府県知事、市町村長等の表彰を行うほか、救急医療関係者及び救急隊員の知識の向上及び意識の高揚を図るため、研修会や講習会を開催します。

##### (4) その他

新聞、テレビのほか、ポスターの掲示、1日病院長、1日救急隊長の任命などを通じ、広く救急医療及び救急業務に関心を高めます。また、救急医療及び救急業務関係者の意見交換を行うほか、都道府県又は市町村の実情に応じて、集団事故対策の一環として総合訓練等を実施します。

#### 3 救急医療週間に行う主な行事

##### (1) 救急功労者表彰

毎年9月9日の「救急の日」にあわせて、救急功労者表彰を実施しています。対象者は、救急業務の重要性を理解し、救急業務の推進に貢献があり、又は応急手当の普及啓発等のために尽力し、国民の生命・身体を守るとともに公共の福祉の増進に顕著な功績があった個人・団体で、総務大臣と消防庁長官が表彰を行います。※令和3年度の表彰式は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を受け、中止しました。



総務大臣表彰の授与（令和2年度）



消防庁長官表彰の授与（令和2年度）

##### (2) 「救急の日」イベント

例年、消防庁・厚生労働省・一般社団法人日本救急医学会・一般財団法人日本救急医療財団との共催によりイベント会場で催事を行ってまいりましたが、現下の新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、昨年度に引き続き、イベントの開催は見送り、心肺蘇生法等に関するアニメーション動画を作成し、共催団体のホームページ等への掲載による普及啓発を行う予定です。

#### 4 おわりに

消防庁では、「救急の日」及び「救急医療週間」を通じて都道府県や市町村、関係機関等と連携し、国民の皆様には救急医療及び救急業務に対する正しい理解と認識を深めていただけるよう努めてまいります。

##### 問い合わせ先

消防庁救急企画室  
TEL: 03-5253-7529





# 老人の日・敬老の日に「火の用心」の贈り物 「住宅防火・防災キャンペーン」

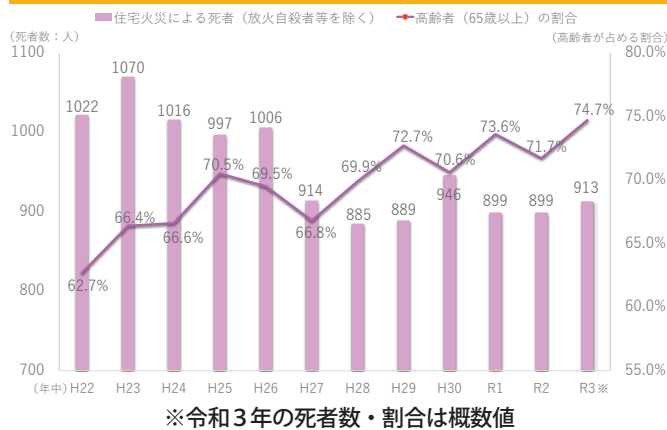
## 予防課

### ○ 住宅防火・防災キャンペーンの実施

近年、住宅火災における死者数は、900人前後の高い水準で推移しており、このうち約7割が65歳以上の高齢者となっています。

また、高齢化の進展とともに、住宅火災による死者のうち高齢者の占める割合が増加していることから、消防庁では、「老人の日・敬老の日に『火の用心』の贈り物」をキャッチフレーズに、改めて高齢者とそのご家族の方々に、火災予防の取組を行うよう注意喚起するとともに、高齢者に住宅用防災機器等をプレゼントすることなどを呼び掛ける「住宅防火・防災キャンペーン」(キャンペーン期間：9月1日～21日)を平成24年から実施しています。

### 住宅火災による死者数と高齢者の割合



### ○ 高齢者を住宅火災から守るために

#### (1) 住宅用火災警報器を点検しましょう

住宅火災で死者が発生する要因として、火災の発見が遅れ、気づいた時には火が大きくなり、既に逃げ道がなかったと思われる事例が多く報告されています。

このため、火災の発生を早く知るために、各自治体の火災予防条例で寝室や階段等に「住宅用火災警報器」を設置することが義務付けられています。

この「住宅用火災警報器」の電池や内部の電子部品は、約10年がその寿命とされており、いざというときに電池切れや故障がないように定期的な点検が必要となります。是非この機会に高齢者の家に設置されている「住宅用火災警報器」を、高齢者の代わりに点検してあげましょう。

#### (2) 住宅用消火器を用意しましょう

火災が発生したときに「消火器」で初期消火を行うことは、被害を最小限に食い止めるためにも非常に重要です。消火器には、小さくて軽い「住宅用消火器」や、ス

プレー式で高齢者でも扱いやすい「エアゾール式簡易消火具」といったものも販売されています。特に高齢者がいるご家庭には、このような器具を備えておくことをお勧めします。

#### (3) 防災品を使いましょう

死者が発生した住宅火災で、最も多い出火原因は、たばこによるものです。なかでも寝たばこにより発生した火災で多くの死者が発生しています。

また、調理中に、コンロの火が衣服に燃え移ることにより亡くなる高齢者もいます。このような火災による死者を減らすため、枕・布団などの寝具やパジャマやエプロンといった衣類が燃えにくく作られた「防災品」を使用することをお勧めします。

**住宅防火・防災キャンペーン**

令和4年  
9月1日(木)～21日(水)

老人の日・敬老の日に「火の用心」の贈り物

老人の日: 9月15日 敬老の日: 9月19日(9月の第3月曜日)

住宅用火災警報器

住宅用消火器

防災品

FDMA 総務省消防庁 Fire and Disaster Management Agency

身近な防火・防災プロジェクト

#### 問合わせ先

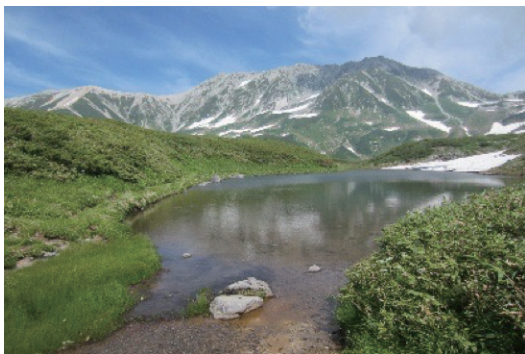
消防庁予防課 佐藤・河野  
TEL: 03-5253-7523



# 火山災害に対する備え

## 防災課

火山には、周辺地域において風光明媚な景観を呈し、生活を豊かにする面がある一方で、一たび噴火すると甚大な被害をもたらす面があります。日本にある111活火山の中で特に49火山の周辺地域（23都道府県）は火山災害警戒地域に指定されています。



弥陀ヶ原火山の火山湖

### 山災害に関する情報を知る

#### 火山防災マップ

火山防災マップは、各火山の噴火活動の特徴や地理的特徴を踏まえて、噴火の影響が及ぶ範囲等を地図に示した火山ハザードマップ上に、避難対象地域・避難先等、防災上必要な情報を掲載したものです。事前に各自自治体のホームページ等で確認し、いざというときに備えましょう。



御嶽山火山防災マップ  
(岐阜県ホームページより)

#### 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」をレベル1から5の5段階に区分した指標です。

噴火警戒レベルは火山の活動状況に応じ、気象庁から発表されます。中でも、レベル4または5が発表された場合は、居住地域にも影響があるため、市町村から避難情報が発令されます。実際に、令和4年7月24日、鹿児島県の桜島で発生した噴火では、一時、噴火警戒レベル5「避難」が発表され、一部の市町村は避難指示を発令しました。

噴火が起きる前から火山防災マップと合わせて噴火警戒レベルを確認し、実際に噴火が起きた時の避難行動をシミュレーションしてみましょう。

気象庁ホームページURL

[https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/level\\_toha/level\\_toha.htm](https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/level_toha/level_toha.htm)

| 種別   | 対象範囲          | 噴火警戒レベル | キーワード       | 火山活動の状況   | 市町村の避難情報の発令 |
|------|---------------|---------|-------------|---|-------------|
| 特別警戒 | 居住地域及びそれより火口側 | レベル5    | 避難          | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。                          | 避難指示の発令     |
|      |               | レベル4    | 高齢者等避難      | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。                      | 高齢者等避難の発令   |
| 警戒   | 火口から居住地域近くまで  | レベル3    | 入山規制        | 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 |             |
|      | 火口周辺          | レベル2    | 火口周辺規制      | 火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。        |             |
| 予報   | 火口内等          | レベル1    | 活火山であることに留意 | 火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。   |             |

噴火警戒レベル

### 火山災害から身を守るために

噴気などの異常現象を発見した時※など、危険な兆候が見られた場合には、市町村からの避難情報の発令を待たず、直ちに安全行動をとることも重要です。特に、噴石から身を守る必要がある状況では、速やかに近くのシェルターや山小屋等に避難する、岩かげに身を隠す等の行動が有効です。

#### ※発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は市町村長や警察官等に通報しなければなりません。

#### 問合わせ先

消防庁国民保護・防災部 防災課  
TEL: 03-5253-7525

# 住宅防火・防災 キャンペーン

キャンペーン期間

令和4年

9月1日(木)

~21日(水)



## 老人の日・敬老の日に



# 「火の用心」の贈り物

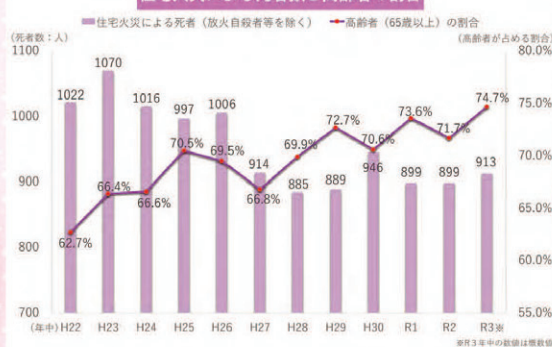
※老人の日:9月15日 敬老の日:9月19日(9月の第3月曜日)

### 住宅用 火災警報器



すべての住宅に設置が必要な住宅用火災警報器。故障や電池切れで万が一の時に作動しなかったということがないよう、定期的な作動確認し、10年を目安に交換することが大切です。

住宅火災による死者数と高齢者の割合



### 住宅用消火器



いざという時に備えて住宅用防災機器等(住宅用火災警報器・住宅用消火器・エアゾール式簡易消火具・防災品など)を身近に備えましょう。

### 防災品



住宅防火に関する資料や動画はこちらからご覧いただけます。



FDMA  
住民とともに

総務省消防庁

Fire and Disaster Management Agency

身近な  
防火・防災  
プロジェクト